

1. 件名「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（3号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング⑦」

2. 日時：平成29年2月9日 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR担当）付

関管理官補佐、中野審査官、立元審査官

安全技術管理官（システム安全担当）付

大高上席調査官、中野主任調査官、小嶋主任調査官、坂本主任調査官、中村主任調査官、高倉技術参与、船田技術参与、佐藤技術参与

安全技術管理官（地震・津波担当）付

野村調査官、日高調査官、渋谷技術参与、土居技術参与

中部電力（株） 浜岡原子力発電所 保修部 保守管理課 専門課長 他8名

5. 要旨

（1）中部電力から、浜岡原子力発電所3号炉の高経年化技術評価等に係る浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請のうち、高経年化技術評価（低サイクル疲労、中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ、コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下、耐震安全性評価）に関する説明がなされた。これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘し、引き続き内容を確認することとした。

○低サイクル疲労に関して、

- ・ステンレス鋼クラッドにより接液しないことを理由に環境疲労評価を行っていない部位について、当該ステンレス鋼クラッドの健全性の確認の方法

○コンクリートの強度低下及び遮断能力低下に関して、

- ・オイルダンパのオイル及びオイルシールの取替計画及び取替実績
- ・摩耗における、地震時に想定されるボールジョイント部の摺動であれば繰返し数は少ない、風により想定されるボールジョイント部の摺動であれば発生荷重は小さいとする根拠
- ・摩耗における、オイルダンパの定期的なオーバーホールの計画及び実績

を提示すること。

（2）中部電力より、本日の指摘等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

中部電力資料：

- ・ 中部電力株式会社浜岡原子力発電所 3号炉高経年化技術評価質問事項への回答